

教育職員免許状の確認フロー（その1）

これまでに、教員（教諭、講師（常勤・非常勤））の経験がある
※特別非常勤講師（免許不要）としての経験は含みません。

教員（教諭、講師（常勤・非常勤））の経験が無い
現時点で、学生（院生）である（社会人経験が無い）

教育職員免許状を
持っている（いた）

教育職員免許状を
持っていない

授与日が平成21年3月31日以前の教育職員
免許状を、1つ以上持っている（いた）
【旧免許状所有者】
※免許状には、期限が書かれていません。

持っている教育職員免許状の授与日は、すべて平成21年
4月1日～令和4年6月30日
【新免許状所有者】
※免許状の一番最後に「有効期間の満了の日」が書かれ
ています。

持っている教育職員免許
状の授与日は、すべて
令和4年7月1日以降 ①

自分の教育職員免許状の期限（更新講習修了確認期限）
が不明 ②

自分の教育職員免許状の期限（更新講習修了確認期限）
が分かる

期限までに更新手続きを
したかどうか不明 ③

期限は令和4年7月1日以降（期限までに
更新・延長等の手続き済） ④

期限は令和4年6月30日以前
（期限までに更新等の手続きをしていない）

期限の日に現職の教員（教諭・講師
（非常勤））でない
→ 免許状は有効 ⑤

期限の日に現職の教員（教諭・講師
（非常勤））であった
→ 免許状は失効 ⑥

A 義務教育課へ、直ちに連絡
※期限及び今後の手続きを確認！

B 別紙に示す書類を提出
（免許状の写し 等）

C 教育職員免許状の授与手続き（義務教育課免許係）
※免許取得後、採用担当まで連絡

次ページ（2枚目）の「★」へ

教育職員免許状の確認フロー （その2）

